

総合教育会議について

①位置付け

- 地教行法の第1条の規定により全ての地方公共団体において創設（設置）されるもの。
⇒「島原市総合教育会議運営要綱」を制定。
- 市長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場である。
（地方自治法に基づくいわゆる附属機関には当たらない。）
- 教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している市長と教育委員会
が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図る。

②運 営 等

- 会議の招集 原則として市長が招集する。
必要に応じて教育委員会が総合教育会議の招集を求めることも可能。
- 会議の公開 住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨から、原則として公開するもの。
- 議事録 議事録の作成とその公表について義務化。
- 協議内容 教育に関する大綱の策定やその変更に関する協議のほか、教育の条件整備など重点施策の協議や、児童、生徒等の生命又は身体の保護や緊急の場合に講ずべき措置に関する協議を行うもの。
- 協議・調整の結果 市長及び教育委員会は、その結果を尊重しなければならない。
- 会議の庶務 市長が総合教育会議を招集することに鑑み、市長部局で行うことが原則とされている。ただし、当該事務を教育委員会に委任し、又は補助執行させることができる。
- その他事項 総合教育会議は、地教行法の改正施行後、会議運営等に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとされており、当事者間で合意したものが内規として位置付けられる。

＜地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）＞

（総合教育会議）

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第1項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。